明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令（総務・経済産業一）　一
○民間給与実態統計調査規則の一部を改正する省令（財務二）　二
〔告　示〕
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（文化庁二～九）　五
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十三年度平成二十三年十月分）（財務省）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等関係　一六
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分効力停止関係　一五六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省・経済産業省令第一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月六日

総務大臣　川端　達夫
経済産業大臣　枝野　幸男

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令

経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条各号列記以外の部分中「国及び地方公共団体の事業所以外の」を削り、「属する事業所」の下に「（国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で警戒区域等をその区域に含む調査区内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）に関して原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となった区域をいう。

一　原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二　住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

第七条第二項中「（特別区の長を含む。以下同じ。）」を削る。

第十条第一項の表一の項第一欄中「法人以外の団体の調査事業所」の下に「（いずれも指定地域（東日本大震災の影響により経済センサス活動調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）内にあるものを除く。）」を加え、同表一の項第四欄中「総務大臣及び経済産業大臣の定める地域」を「積雪地域（積雪の度が高い地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。以下同じ。）」に改め、同表一の項第五欄中「総務大臣及び経済産業大臣の定める地域」を「積雪地域」に改め、同表五の項を次のように改める。